

内閣府本府  
デジタル社会の実現に向けた中長期計画

令和4年11月決定

内閣府本府情報化推進委員会

## 1. 基本事項

### (1) 目的

本計画は、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定。以下、「重点計画」という。）に基づき、重点計画に掲げる取組の実現を図るとともに、内閣府本府（以下、「内閣府」という。）固有のサービス・業務の現状及び課題を踏まえ、内閣府におけるデジタル社会の実現に向けた戦略的な推進を図る観点から策定するものである。

### (2) 現状と課題

#### ア 現状

内閣府は、内閣の重要政策に関する事務を助けることを任務とし、経済財政政策、科学技術政策、防災などに関する企画立案及び総合調整を主に担当している。他方、公益法人制度、特定非営利活動法人制度、研究開発管理などの分野は事業执行的な側面も有しており、それら業務では情報システムの利活用が行われている。

これら業務を遂行するため、内閣府には68の情報システム（令和4年2月現在）<sup>1</sup>が存在している。

#### イ 課題

内閣府の定員数は2,419人（令和3年度末現在）であるが、他省庁等との頻繁な人事交流等により、各情報システムのPJMO（プロジェクト・マネジメント・オフィス）に割くことのできる職員数は限定されている。加えて、PJMOに従事する職員の多くは他の業務と兼務しているのが実態であり、情報システムを構築・運用するPJMOの体制は必ずしも十分とは言えない。

また、デジタル庁の設置以降、政府方針と整合が取れるようなプロジェクト推進の支援や、情報システム関係予算の一括計上に係る各種取りまとめ、コスト構造の改善を踏まえたIT投資の最大化など、PMOのITガバナンスに求められる役割は大きくなっており、PMOの業務は増大している。このため、現在のPMOの体制では不十分であり、質・量の両面において充実・強化していく必要がある。

こうした内閣府の特殊性もあり、令和3年度に実施した内閣府システ

---

<sup>1</sup> デジタル庁において情報システムIDを付与されている情報システムのうち、②（デジタル庁と各府省が共同で推進する情報システム）、③（各府省が整備・運用を担うシステム）に分類されているシステム数。

ム監査では、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（令和4年4月20日デジタル社会推進会議幹事会決定。以下、「標準ガイドライン」という。）の内容が十分には理解されていないおそれが明らかになった。

さらに、令和3年12月に内閣府職員向けに実施した職場環境に係る実態・ニーズ調査においては、職員の情報リテラシーが不足していると指摘されるなど、職員における情報システムに係る専門的な知見が十分でない可能性も考えられる。

また、当面の課題としては、内閣府 LAN の安定運用と、ガバメントソリューションサービス（GSS）への移行があげられる。内閣府 LAN は、内閣府、内閣官房、復興庁、個人情報保護委員会が共同で利用する業務基盤であり、高い安全性及び信頼性の確保が求められている。内閣府 LAN は、令和5年12月に運用を終了し、令和6年1月にデジタル庁が整備する GSS に移行予定であり、今後、業務を止めることなく、データの確実な移行を含むシステム移行を行う必要がある。

### (3) 計画目標

(2) で記載した内閣府の業務特性等を踏まえつつ、情報システムが安定的・効率的に整備・運用されることを目標とする。当該目標を達成するために、以下の事項を実施する。

○PMO の体制を強化するため、定員要求で PMO の職員を増員するよう要求する。

KPI：増員を要求する人数（令和5年度要求については2名、その後の年次については状況を見て別途設定）

○全ての PJMO において、常時、標準ガイドライン等に則した情報システムの管理を適切に行なえるよう、年度当初など人事異動の多い時期を踏まえ、PMO から各 PJMO に情報システムの管理に関する事務連絡を発出する。

KPI：PMO から各 PJMO への事務連絡の発出回数（毎年度3回（4月、10月、1月））

○内閣府における情報化の推進や PJMO の能力向上に資するよう、デジタル統括アドバイザーや情報化参与、外部有識者を講師として、職員を対象に、情報リテラシーの習得を目的とした研修会を開催する。

KPI：研修会の開催回数（毎年度4回（四半期に1回程度））

○クラウド・バイ・デフォルト原則に基づき、ガバメントクラウドの整備状況を踏まえつつ、これを含む各種クラウドサービスの利用を原則とする。この際、単にシステムを整備することを目的化せず、業務の見

直し及び費用削減の努力を徹底する。

KPI：新たに整備する情報システム及び更改を行う情報システムに占める各種クラウドサービスの利用率（100%）

#### (4) 計画期間等

標準ガイドラインにて、中長期計画の計画期間は5か年を基本とするとされていることを受け、本計画の計画期間は令和4年度から令和8年度とする。

同じく、標準ガイドラインにて、PMOは随時、中長期計画にかかる施策の実施状況についてフォローアップを行うこととされていることを受け、毎年度1回フォローアップを行う。具体的には、本計画で定めた施策の実施状況について、把握と評価を行う。

また、フォローアップや新たな課題等の発生等を踏まえ、少なくとも年1回、中長期計画の見直し・拡充を行うとされていることから、毎年度、計画の見直しを行う。

## 2. デジタル社会の実現に向けた主な取組事項

### (1) デジタル原則に照らした規制の一括見直しに係るシステム整備

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定)において、当府所管法令のアナログ規制の見直しが求められているところ、当該プランを踏まえつつ、システム整備については今後検討する。

### (2) デジタル庁が整備する共通機能の活用の徹底

各情報システムについて、品質・コスト・スピードを兼ね備えた行政サービスに向けて、デジタル庁が検討しているアーキテクチャに基づき、整備されるガバメント・クラウド、ガバメントソリューションサービス、ベースレジストリ等の共通機能の活用を徹底する。

このうち、特にガバメント・クラウドへの移行に当たっては、単なるクラウド移行ではなく、ガバメント・クラウド移行に併せて、サービスデザインの観点を踏まえた徹底した業務改革(BPR)を行うとともに、システムのモダン化・クラウドネイティブ化、ガバメント・クラウド上の共通機能の活用を徹底することにより、運用等経費及び改修経費の3割削減によるシステム経費の最適化を図るとともに、利用者にとって利便性の高いシステムへ刷新する。

また、利便性とセキュリティ両面を確保したネットワークへの統合に向

けて、ネットワーク更改等を契機に、ガバメントソリューションサービスへ移行するため、デジタル庁と連携して取組を進める。

このため、PMO に各情報システムのクラウド移行等に係る支援体制を整備するとともに、優先的に取り組むべきシステムを定め、ガバメント・クラウドやガバメントソリューションサービス移行に当たって、集中的にBPR・システムのモダン化等のシステム刷新を行う。これらの取組は、適時・適切にプロジェクト計画書に反映し、PMO において実施状況を監理する。

### (3) 実現に向けたプロセスの整備及び推進体制の強化

本計画の取組を確実に実施するため、各情報システムにおいてプロジェクト計画書の作成を徹底するとともに、関係部局と連携しつつ PMO において同計画書に基づくプロジェクト監理を実施する。

また、デジタル庁と連携しながらデジタル人材の確保・育成に取り組む、PMO・PJMO の推進体制の強化を図る。